

答 申

1 審議会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が、平成30年2月15日29田保福第34181号で行った個人情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）において不開示とした情報のうち、別表1の「開示妥当と判断した部分」は、開示すべきであるが、その他の部分については不開示が妥当である。

2 審査請求に係る対象個人情報の開示決定状況

(1) 審査請求に係る対象個人情報

審査請求に係る対象個人情報（以下「本件個人情報」という。）は、「措置入院者の定期病状報告書」、「精神保健福祉相談記録（H28.8.8分）」、「受け入れ病院、指定医の依頼連絡票」、「措置入院のための移送に関する診察記録票」、「入院後3か月経過した措置入院者の現地診察に係る資料について（送付）」、「診察実施通知書」、「措置入院に関する診断書」、「措置入院者に対する病院管理者の意見」、「措置入院者に対する診察指定医の意見（指定医記入後）」、「入院後3か月経過した措置入院者の現地診察について（依頼）」に記載された審査請求人の個人情報である。

(2) 本件個人情報の開示決定状況

実施機関は、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、本件個人情報のうち、別表2記載の「不開示とした情報」欄のそれぞれの情報について、条例第14条第1項第1号、4号又は5号に該当するとして不開示とし、その余の部分は開示している。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定を取り消し、全開示を求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、平成29年12月15日付けで、実施機関に対し、条例第13条第1項の規定により、本件個人情報の開示請求を行った。

イ 実施機関は、平成30年2月15日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、平成30年2月16日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

エ 実施機関は、平成30年3月26日付けで、福岡県個人情報保護審議会に諮問した。

4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張を要約すると、次のとおりである。

実施機関と各機関との間で正当なやり取りがなされていたか疑問に思うため、本件決定の取消しを求める。

5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由は、別表2の「不開示とした理由」欄記載のとおりである。

6 審議会の判断

(1) 本件個人情報の性格及び内容について

当審議会において本件個人情報を見分したところ、本件個人情報は、全て当審議会の過去の答申（別表2の「過去の答申」欄記載のとおり。以下「過去の答申」という。）において審査対象となっており、その性格及び内容は、過去の答申で判断したとおりの性格及び内容である（別表2の「本件個人情報の性格及び内容」欄記載のとおり）。

(2) 本件個人情報の条例第14条第1項第1号・第4号・第5号該当性について

当審議会において、本件個人情報を見分したところ、本件個人情報は、全て過去の答申の審査請求に係る対象個人情報に含まれていることが確認できた。また、これら過去の答申に係る審査請求人は、本件審査請求における審査請求人と同一人物であることも確認した。さらに、実施機関が本件決定において不開示とした部分については、これら過去の答申における判断（別表2の「答申での判断」欄記載のとおり）を変更すべき特段の事情の変化も認められない。

以上を勘案すると、本件個人情報のうち実施機関が不開示とした部分は、「措置入院者の定期病状報告書」の「管理者名」欄に記載された管理者の氏名及び「本報告に係る診察年月日」欄に記載された情報、「措置入院者に対する病院管理者の意見」の「管理者氏名」の欄に記載された管理者の氏名を除き、いずれもこれら過去の答申と同じ理由により、条例第14条第1項第1号・第4号・第5号に該当すると判断される。

また、当該「措置入院者の定期病状報告書」の「管理者名」欄に記載された管理者の氏名及び「本報告に係る診察年月日」欄に記載された情報、「措置入院者に対する病院管理者の意見」の「管理者氏名」の欄に記載された管理者の氏名については、これら過去の答申と同じ理由により、条例第14条第1項第1号・第5号に該当しないと判断される。

(3) 「精神保健福祉相談記録（H28.8.8分）」を不開示とした理由について

実施機関は、本件個人情報のうち、「精神保健福祉相談記録（H28.8.8分）」の「実施内容・考察・問題点・方針」欄に記載された情報について、別表2の「不開示とした理由」欄記載のとおり、精神保健福祉相談業務に支障が生じるという理由で、条例第14条第1項第5号に該当するとして本件決定を行ったものである。しかしながら、この理由は、個人の評価又は判断に係る情報を不開示とする同号該当性の説明理由としては必ずしも適切とはいえないが、当審議会では、審査請求人に係る答申第102号に示した理由により、当該情報と同じ情報について既に同号に該当すると判断していることから、当該情報についても、上記6(2)のとおり、同号に該当すると判断するものである。

以上の理由により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

別表 1

本件個人情報	開示妥当と判断した部分	過去の答申
「措置入院者の定期病 状報告書」	「管理者名」欄に記載された管理者の氏名	第102号
	「本報告に係る診察年月日」欄に記載され た情報	
「措置入院者に対する 病院管理者の意見」	「管理者氏名」の欄に記載された管理者の 氏名	第43号

別表2

本件個人情報	不開示とした情報	該当号	不開示とした理由	過去の答申	本件個人情報の性格及び内容	答申での判断
「措置入院者の定期病状報告書」	管理者名及び印影、精神保健指定医氏名	第1号	病院管理者の氏名及び印影、指定医の氏名については、審査請求人以外の個人に関する情報である。精神科病院の管理者は、法第38条の2により、都道府県知事に「措置入院者の定期病状報告書」の提出が義務付けられている。また、報告を受けた都道府県知事は、法第38条の3により、精神医療審査会に通知し、入院の必要があるかどうかに関し審査を求めなければならないことが規定されており、「措置入院者の定期病状報告書」に記載された内容が、措置入院が継続になるか否かに関わってくる。措置入院は本人の意に反して行われた行政処分であることから、本人が措置入院が継続される場合の不满や、診察した指定医や病院管理者に対する不信感を抱くおそれがある。よって、これらの情報を開示することにより、診療内容の真偽や詳細を確かめるため、指定医や病院管理者の日常生活に支障を来すような行為がなされることが否定できず、指定医及び病院管理者の正当な利益を害するおそれがあると認められるため、条例第14条第1項第1号に該当するとして不開示とした。	答申第102号	答申第102号 6(2)ア 記載のとおり	答申第102号 6(4)イ(7) 記載のとおり
	病名・生活歴及び現病歴・過去3か月間の治療の内容とその結果・今後の治療方針・処遇、看護及び指導の現状・重大な問題行動・現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現状の状態像・診察時の特記事項・本報告に係る診察年月日	第5号	精神科病院の管理者は、法第38条の2により、都道府県知事に「措置入院者の定期病状報告書」の提出が義務付けられている。また、報告を受けた都道府県知事は、法第38条の3により、精神医療審査会に通知し、入院の必要があるかどうかに関し審査を求めなければならないことが規定されており、「措置入院者の定期病状報告書」に記載された内容が、措置入院が継続になるか否かに関わってくる。措置入院は本人の意に反して行われた行政処分であることから、本人の認識と診断結果に相違を生じる可能性がある。よって、これらの情報を開示することにより、当該報告書を作成する病院管理者や指定医が、本人の反応等に配慮して記載を簡略化したり正確に記載することを躊躇するなど、診断内容の形骸化をもたらし、措置入院制度の適正な執行を著しく困難にするおそれがあるため、条例第14条第1項第5号に該当するとして不開示とした。			答申第102号 6(6)イ(7) 記載のとおり
精神保健福祉相談記録 (H28.8.8分)	連絡先	第1号	措置入院は本人の意に反して行われた行政処分であることから、これらの情報を開示することにより、審査請求人が記載内容を確認するため、当該個人の日常生活に支障を来すような行為がなされることが否定できず、当該個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるため、条例第14条第1項第1号に該当するとして不開示とした。	答申第102号	答申第102号 6(2)イ 記載のとおり	答申第102号 6(4)イ(1) 記載のとおり
	対応者	第4号	審査請求人は職員に対し措置入院に関する不满や不信感を抱くおそれがあるため、これらの情報を開示することにより、記載した職員に対し、記載内容の真意や詳細等を確かめるために、職務の妨害となるような行為が行われることが予想され、精神保健福祉業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため条例第14条第1項第4号に該当し不開示とした。			答申第102号 6(5)イ(7) 記載のとおり
	実施内容・方針等	第5号	措置入院は本人の意に反して行われた行政処分であることから、これらの情報を開示することにより、審査請求人が記載内容を確認しようと業務の妨げになる行為をするおそれがあり、その結果、指定医や病院等との信用を損ない、指定医や病院の選定が適切に行うことができなくなる等、措置入院制度の適正な執行を著しく困難にするおそれがあるため、条例第14条第1項第5号に該当するとして不開示とした。			答申第102号 6(6)イ(1) 記載のとおり
「受け入れ病院、指定医の依頼連絡票」	機関名、連絡内容、対応者名等	第5号	措置入院の制度は、精神科病院の協力を得て遂行されるものであるが、措置入院は、本人の意に反して行われた行政処分であることから、指定医や受け入れ病院の選定に不信感を抱くおそれがある。よって、これらの情報を開示することにより、本人が記載された機関に対して記載内容を確認しようと業務の妨げになる行為をするおそれがあり、その結果、指定医や精神科病院との信用を損ない、指定医や精神科病院の選定を適切に行うことができなくなる等、措置入院制度の適正な執行を著しく難にするおそれがあるため、条例第14条第1項第5号に該当するとして不開示とした。	答申第102号	答申第102号 6(2)エ 記載のとおり	答申第102号 6(5)イ(7) 記載のとおり
「措置入院のための移送に関する診察記録票」	指定医の氏名	第1号	法27条の規定による診察を行った指定医の氏名及びその所属する機関については、審査請求人以外の個人に関する情報である。措置入院は本人の意に反して行われた行政処分であるため、審査請求人は、措置入院に関する不满や、診察した指定医に対する不信感を抱くおそれがある。よって、これらの情報を開示することにより、診療内容の真偽や詳細を確かめるため、指定医の日常生活に支障を来すような行為がなされることが否定できず、指定医の正当な利益を害するおそれがあると認められるため条例第14条第1項第1号に該当するとして不開示とした。	答申第44号	答申第44号 6(1)カ 記載のとおり	答申第44号 6(2)イ(7) 記載のとおり

別表2

本件個人情報	不開示とした情報	該当号	不開示とした理由	過去の答申	本件個人情報の性格及び内容	答申での判断
「入院後3か月経過した現地診察に係る資料について（送付）」	宛名	第1号	措置入院は本人の意に反して行われた行政処分であることから、措置入院に関する不満を抱くおそれがある。よって、これらの情報を開示することにより、本人が、指定医に対する不信感を抱き、診断内容の真偽や詳細を確かめるため、指定医の日常生活に支障を来すような行為がなされることが否定できず、指定医の正当な利益を害するおそれがあると認められるため、条例第14条第1項第1号に該当するとして不開示とした。	答申第102号	答申第102号 6(2)ク 記載のとおり	答申第102号 6(4)イ(ハ) 記載のとおり
	職員名	第4号	措置入院は本人の意に反して行われた行政処分であることから、措置入院に関する不満や不信感を抱くおそれがある。よって、これらの情報を開示することにより、本人が措置入院に関する内容を確認するために、その者に対する職務の妨害となるような行為が行われることが予想され、当該事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第14条第1項第4号に該当するとして不開示とした。			答申第102号 6(5)イ(ハ) 記載のとおり
「診察実施通知書」	精神保健指定医氏名	第1号	法27条の規定による診察を行った精神保健指定医の氏名については、審査請求人以外の個人に関する情報である。措置入院は本人の意に反して行われた行政処分であるため、審査請求人は、措置入院に関する不満や、診察した指定医に対する不信感を抱くおそれがある。よって、これらの情報を開示することにより、診療内容の真偽や詳細を確かめるため、指定医の日常生活に支障を来すような行為がなされることが否定できず、指定医の正当な利益を害するおそれがあると認められるため条例第14条第1項第1号に該当するとして不開示とした。	答申第43号	答申第43号 6(1)ア 記載のとおり	答申第43号 6(2)イ(7) 記載のとおり
「措置入院に関する診断書」	精神保健指定医氏名	第1号	法27条の規定による診察を行った精神保健指定医の氏名については、審査請求人以外の個人に関する情報である。措置入院は本人の意に反して行われた行政処分であるため、審査請求人は、措置入院に関する不満や、診察した指定医に対する不信感を抱くおそれがある。よって、これらの情報を開示することにより、診療内容の真偽や詳細を確かめるため、指定医の日常生活に支障を来すような行為がなされることが否定できず、指定医の正当な利益を害するおそれがあると認められるため条例第14条第1項第1号に該当するとして不開示とした。	答申第41号	答申第41号 6(1)ア 記載のとおり	答申第41号 6(2)イ 記載のとおり
	病名、生活歴及び現病歴、重大な問題行動、現在の精神症状等、診察時の特記事項	第5号	法27条の規定による診察の結果に基づき、指定医が記載した「病名」、「生活歴及び現病歴」、「重大な問題行動」、「現在の精神症状」、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」及び「診察時の特記事項」欄には、精神症状に基づく自傷又は他害行為の有無に関する情報や措置入院の必要性があるか否か及びその理由についての情報等が記載されている。措置入院は本人の意に反して行われた行政処分であることから、審査請求人は、本人の認識と記載内容に相違が生じているとして、当該指定医に対して、不満や不信感を抱くおそれがある。よって、これらの情報を開示することにより、指定医が診察を行う際、本人の反応等に配慮して記載を簡略化したり正確に記載することを躊躇するなど、診断内容の形骸化をもたらし、措置入院制度の適正な遂行を著しく困難にするおそれがあるため条例第14条第1項第5号に該当するとして不開示とした。			答申第41号 6(3)イ(7) 記載のとおり
「措置入院者に対する病院管理者の意見」	管理者氏名及び印影	第1号	当該病院管理者の氏名及び印影については、審査請求人以外の個人に関する情報である。措置入院は本人の意に反して行われた行政処分であるため、審査請求人は、当該管理者に対する不満や不信感を抱いているおそれがある。よって、これらの情報を開示することにより、診療内容の真偽や詳細を確かめるため、当該管理者の日常生活に支障を来すような行為がなされることが否定できず、当該管理者の正当な利益を害するおそれがあると認められるため条例第14条第1項第1号に該当するとして不開示とした。	答申第43号	答申第43号 6(1)ウ 記載のとおり	答申第43号 6(2)イ(7) 記載のとおり
	「診断名」「措置症状の有無等を含めた現在の状態」 「措置解除についての問題点と今後の方針を含めた管理者の意見」	第5号	「診断名」「措置症状の有無等を含めた現在の状態」、「措置解除についての問題点と今後の方針を含めた管理者の意見」欄に記載された情報については、措置入院が本人の意に反して行われた行政処分であることから、審査請求人は、本人の認識と記載内容に相違が生じているとして、当該記載を行った者や当該記載内容を県知事あてに届け出ることとされている病院管理者に対して、不満や不信感を抱くおそれがある。よって、これらの情報を開示することにより、当該記載を行う者や病院管理者が、本人の反応等に配慮して記載を簡略化したり正確に記載することを躊躇するなど、記載内容の形骸化をもたらし、措置入院制度の適正な執行を著しく困難にするおそれがあるため条例第14条第1項第5号に該当するとして不開示とした。			答申第43号 6(3)イ 記載のとおり
「措置入院者に対する診察指定医の意見（指定医記入後）」	指定医氏名及び印影	第1号	当該指定医の氏名及び印影については、審査請求人以外の個人に関する情報である。措置入院は本人の意に反して行われた行政処分であるため、審査請求人は、当該指定医に対する不満や不信感を抱いているおそれがある。よって、これらの情報を開示することにより、診療内容の真偽や詳細を確かめるため、当該指定医の日常生活に支障を来すような行為がなされることが否定できず、当該指定医の正当な利益を害するおそれがあると認められるため条例第14条第1項第1号に該当するとして不開示とした。	答申第42号	答申第42号 6(1) 記載のとおり	答申第42号 6(2)イ 記載のとおり
	診断名及び措置症状の有無等を含めた現在の状態	第5号	病院で診断された診断名及び措置症状の有無等を含めた現在の状態については、措置入院が本人の意に反して行われた行政処分であることから、審査請求人は、本人の認識と記載内容に相違が生じているとして、当該診断を行った者や当該診断名を県知事あてに届け出ることとされている病院管理者に対して、不満や不信感を抱くおそれがある。よって、これらの情報を開示することにより、当該診断を行う者や病院管理者が、本人の反応等に配慮して記載を簡略化したり正確に記載することを躊躇するなど、記載内容の形骸化をもたらし、措置入院制度の適正な執行を著しく困難にするおそれがあるため条例第14条第1項第5号に該当するとして不開示とした。			答申第42号 6(3)イ 記載のとおり

別表 2

本件個人情報	不開示とした情報	該当号	不開示とした理由	過去の答申	本件個人情報の性格及び内容	答申での判断
「入院後3か月経過した措置入院者の現地診察について（依頼）」	宛先	第1号	実施機関が法第36条の6の規定等に基づく診察を依頼した宛先（指定医の所属及び氏名）については、審査請求人以外の個人に関する情報である。措置入院は本人の意に反して行われた行政処分であることから、審査請求人は、当該指定医に対する不満や不信感を抱いているおそれがある。よって、これらの情報を開示することにより、診療内容の真偽や詳細を確かめるため、当該管理者の日常生活に支障を来すような行為がなされることが否定できず、当該指定医の正当な利益を害するおそれがあると認められるため条例第14条第1項第1号に該当するとして不開示とした。	答申第43号	答申第43号 6(1)イ 記載のとおり	答申第43号 6(2)イ(イ) 記載のとおり